

労働時間等設定改善指針の改正について

1. 背景

- 仕事と生活の調和については、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）が策定されたところ。
- 憲章においては、仕事と生活の調和の緊要性についての共通認識を整理した上で、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を示し、関係者（企業と働く者、国民、国及び地方公共団体）それぞれが果たすべき役割を明示しており、国の果たすべき役割として、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援等が盛り込まれているところ。
- また、行動指針においては、憲章で示した目指すべき社会を実現するため、企業と働く者及び国民の効果的な取組並びに国及び地方公共団体の施策の方針を定めるとともに、これら各主体の取組を推進するための社会全体の目標としての数値目標等を設定している。
- 労働時間等設定改善指針は、「事業主及びその団体が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めるもの」であり、労使が自主的に取り組むべき内容を示唆するものであることから、今般策定された憲章・行動指針との整合性を図るべくこれを改正してはどうか。

2. 改正内容

- 具体的な改正内容については、以下の考え方によることとしてはどうか。
 - （1）前文を改正し、憲章及び行動指針が策定されたことを追記。
 - （2）憲章及び行動指針に沿って、経営トップのリーダーシップの重要性について明記。
 - （3）事業主が労働時間等の設定の改善を図る際には、行動指針に定められた数値目標の内容も踏まえ、仕事と生活の調和に向けて計画的に取り組む必要がある旨明記。
 - （4）数値目標の設定も踏まえ、重点的に取り組むべき事項を明記。
 - ・ 労使間の話合いの重要性を踏まえた計画的な取組の推進
 - ・ 年次有給休暇の取得促進
 - ・ 長時間労働の抑制
 - ・ テレワークの活用
 - ・ 事業主団体による気運の醸成 等